

## 【資料】

# 日高第四郎旧蔵資料拾遺 - 解説と資料目録

渡部 宗助\*

## 【解説】

1 本研究所は昭和24（1949）年6月1日に、国立教育研究所として創立され（1）、平成11（1999）年6月には創立50周年を迎えた。その50周年を機にその「記念誌」として『国立教育研究所の五十年』を上梓した。本研究所には、それまでに『国立教育研究所十年の歩み』（昭和36・12）など5種の沿革史類があり（2）、特に最初の『十年の歩み』の刊行では3年の歳月をかけて、資料の収集にも余裕があった。今回「50周年」記念誌の場合はその編集方針として、50年の内40年間は先行する5種の沿革史類をリライトすることにし、最近接の10年間を追加するというで臨むことにした。従って国立教育研究所50年間を対象にした、系統的資料調査・発掘を行うことは断念せざるを得なかった。しかし、編集過程では庶務部（当時）から各種資料の提供等、全面的協力を得て作業が進められた。その中で、「50周年」記念誌編集では活用に至らなかったけれども、貴重な教育史料として発見されたのが、本稿で紹介する「日高第四郎旧蔵資料拾遺」である。

2 庶務部から提供を受けたこの史料を「日高第四郎旧蔵資料」と判断して名付けたのは筆者であるが、それは次の理由に拠る。

第1に、この史料の対象範囲が昭和21（1946）年6月から昭和24（1949）年3月までの文部省学校教育関係資料が大部分であること、しかもその中には「学校教育局長」宛の「秘」文書や「日高学校教育局長」という特定出来る文書も含まれていたことである。日高第四郎は、昭和21（1946）年5月29日付で文部省学校教育局長に任ぜられ、昭和24（1949）年6月1日に初代・国立教育研究所長に就任するまで、満3年間その職にあった。

第2に、国立教育研究所の創立は新しい文部省の発足（文部省設置法）と同時であったが、研究所の創立はその直前に決定を見たものである。初代所長の就任も急を要したことであったと推定される。初代所長・日高第四郎の文部省在職期の資料が本研究所庶務部に旧蔵資料として保管されていたのも、自然なこととして頷けるのである。

第3に、国立教育研究所では昭和35（1960）年から4年間にわたって科学研究費補助金の交付を受けて「戦後教育資料の収集に関する研究」を実施した。この時、研究代表者を務めたのが、実は日高第四郎（当時、国際基督大学教授）であった。この研究課題では、戦後昭和20（1945）年9月から昭和27（1952）年5月までの「戦後の教育改革」に関する資料の体系的、全国的調査・収集・整理を行った。この時収集・整理した資料は国立教育研究所教育図書館に収められ、「戦後教育資料」と通称されて（3）、戦後の教育改革（史）研究にとって最も価値あるコレクションとして今日に至っている。

日高はこの時、自ら所蔵していた戦後の教育改革期の資料を当コレクションに寄贈したのである

\* 教育政策・評価研究部長

が、そこには戦後の教育改革の検証とそれに不可欠な資料の保存に並々ならぬ熱意を抱いていたことが窺われる。中でも、「日高ノ・ト」と通称されている、昭和21(1946)年6月から昭和24(1949)年2月まで(日高の学校教育局長在職期にほぼ相当)日高が大学ノ・ト6冊に鉛筆で記入した「日誌」は、日々の行政動向が克明に記録されており、『有光次郎日記』(1989刊)に匹敵する貴重な史料である(「戦後教育資料」 - 33~38)。そのような日高が、文部省在職期の職務に関わった資料を新赴任先の国立教育研究所に移送し、それが昭和40(1965)年の研究所庁舎移転(品川区長者丸から現在地に)の時にも廃棄を免れて、平成11(1999)年に陽の目を見ることとなったわけである。35年前に「戦後教育資料」に当然収められるべくして、漏れてしまってこの資料を、「旧蔵資料拾遺」とした所以である。

3 この資料は麻紐で括られた、B5判サイズで、高さにして20cm程度のものである。この資料群は、日高に依ると思われる6冊の合綴とその他のバラ資料で構成されている。「バラ資料」の中にも綴じられている資料があるが、その場合は「綴」を1点と数えて、この「日高第四郎旧蔵資料拾遺」の資料総数は124点である。「資料目録」の配列は、括られてあった資料の原在形態の再現である。筆者は資料の分類を施していないが、「綴」の名称は筆者が仮題として亀甲括弧に入れた。

さて、この資料の特徴とその史的価値について、筆者の私見を述べて置きたい。先にも述べたようにこの資料は日高の学校教育局長在任期のものであるが、この時期学校教育局が所管した最重要課題は新学制の立案と実施であり、具体的資料として想定されるのは学校教育法に関するものであろう。しかし残念ながら、それに関する直接資料はこの「資料」には含まれていない。学校教育法についてはすでに幾つかの資料や研究書があり、それらを参照して頂きたいが(4)学校教育法は、当時の局内5課(大学教育、専門教育、師範教育、中等教育、青少年教育)が分担して法案作成にあたったので、担当課によって資料の保存状態に濃淡があることも注意したい。

それではこの資料の史的価値は何か。第1には、[綴]の と の「大学設置委委員会関係」の資料にある。戦後の新制国立大学の発足は昭和24(1949)年5月31日(国立学校設置法)であるが、公立(1校)・私立(11校、内5校は女子大学)計12大学は昭和23(1948)年4月に設置認可されて、発足した(告示第24~35号)(5)その12校と、審査の結果最終的に認可に至らなかった1校、計13校の設置申請・認可に関する資料がこれである。大学設置委委員会の第一~第六審査会が対象13校を分担して、第1次書類審査と実地視察を経て「審査の結論」に至るまでを示す第1級の史料である。認可申請に対する「審査の結論」は評語(A~)と評点で示されている。教員組織の教授資格審査については、後の国立大学のように教員個別に厳密な資格審査はなかったことが史料から窺うことができる。この13校の設置認可に関わった文部省と大学設置委員会側の史料として極めて貴重である。本研究所の「戦後教育資料」でも、6つの審査会がこの13校の審査を分担した旨の史料はあるが(- 305)申請書類や審査資料は含まれていない。

第2には、[綴]の と の「昭和24年度概算要求関係」の資料である。一般に概算要求関係の史料は会計・経理のセクションで実務的に取り扱われる故か、保存されることが少ない。本資料では特に日本の大学が「新制大学」として生まれ変わる筈の、「昭和24年度」個別旧制大学の「概算要求書」が極めて興味深い内容を示している。旧制の帝国大学と官立大学を網羅したものではないが(6)各大学の学部・学科・講座、研究所・施設の新・増設要求や戦災復旧に必要な経費が列挙されている。これらを[綴]の文部本省の昭和24年1月概算要求重要事項調べの各大学横並び資料(資料43)と重ねてみると、予算編成の経緯が見えて来る。

例えば教育学について言えば、この段階では旧帝国大学の教育学部新設要求は全く見られず、僅かに京大文学部に教育学科の新設と東大文学部教育学科の講座増設の要求があるだけである。昭和24年度には新制大学の発足・実施が決定されており、文部省は「新制大学実施経費については追加概算で要求」することにしてはいたが（その資料は残念ながら含まれていない）、それにしても特に旧制大学・学部の概算要求では「戦後改革」が意識されているようには思えない。また研究所に関わっては、「直轄研究所其他設置要求」に社会教育局から青少年研究所の設置要求は出されているが、国立教育研究所については「文部各庁」別要求に「教育研修所運営に必要な経費」が掲げられてあるだけである。なお概算要求関係資料は、[綴] の「新学制実施に関する資料」の（58）、（68）、（69）及び[綴] の「諸資料」の（100）も該当する。いずれにせよ、「概算要求」資料からは戦後の大学改革のある一面がリアルに覗かれる。

第3には、「綴」の「諸資料」の中に含まれている、昭和22年12月から翌年3月にかけて文部省が召集した、大学設置委員会（資料120）、高等学校長会議（121）、国立総合大学事務局長会議（122）、教育主管部長会議（123）等に関する資料が注目される。政策実施・行政過程の会議資料は従来機関の文書保存規程の対象外となる場合が多く、その重要性にも拘わらず資料として保存されることが少ない。上の4つの会議資料は、それぞれ新学制実施に関わる重要時点での会議である。（7）

特に昭和22（1947）12月7日の高等学校長会議は、廃止が決定されていた旧制高等学校の昭和23年度入学者選抜試験と新学制への切替えを主要な協議議題としていた。有光次官挨拶は、旧制高校への「愛惜の情」と「敗戦の現実認識」の狭間で「教育再建の熱意」を吐露したものであった。そして昭和23年3月には旧制の高校・専門学校として最後の入試が実施され、その合格者の多くは入学校での卒業の道を閉ざされて、翌年新制大学第一期生として再度の入学試験を受けることになったのである。それらを協議したのがこの高等学校長会議であった。

以上、この日高旧蔵資料中の重要史料について、「戦後教育資料」や「辻田力旧蔵資料」等の既存資料と重複しない範囲で紹介したが、なお重要な史料の見落としもあるであろう。

4 ここで日高第四郎について紹介し、その戦後の教育改革における足跡の簡略を述べることにしたいと思う。

日高第四郎は、明治29（1896）年11月16日に東京府に生まれた。学習院中等科を経て、大正3（1914）年第一高等学校（英法科）に入学、大学は京都帝国大学文学部哲学科であった。高校と大学にそれぞれ4年在学して、大正11（1922）年3月に哲学科を卒業、同期卒業生に谷川徹三がいた。法科（高校）から哲学科（大学）への転科は「煩悶の未言わば巡礼の如」きものであった。（8）卒業の年12月、日高は私立明治学院高等学部の講師、翌年教授に昇任した。大正15（1926）年4月に官立広島高等学校（旧制）教授に就任し、哲学と独語を担当した。昭和9（1934）年8月同校の「騒動事件に連座」して、依願免官となり、翌年12月に第三高等学校生徒主事兼第三高等学校教授として復職、昭和13（1938）年2月京都帝国大学学生主事、昭和17（1942）年8月同・学生課長を経て、昭和18（1943）年3月第一高等学校教授・教頭。敗戦後昭和21（1946）年1月13日、一高校長・安倍能成の文部大臣就任に伴う転出後、2月9日に天野貞祐が校長に就任するまで校長事務取扱を務めた。そして、同年5月29日付で田中耕太郎の後任として文部省学校教育局長に任ぜられたのが、日高の文部本省行政官としてのスタ-トであった（49歳）。

日高が最初に直面した課題は先にも述べたように、戦後の教育改革の中でも学校教育法制定に凝

縮された新学制の立案・実施であった。教育基本法と学校教育法を審議した第92帝国議会では、政府委員としてその成立に献身、特に昭和22年3月19日の衆議院教育基本法案委員会（第5回）での答弁では、「涙滂沱として下り、遂に発言する能わず…委員会は、そのために約五分間一言も発する者なく…寂として声なき状況でありました」、という熱涙のもとでの学校教育法案審議は「類例なきもの」として語り継がれている。（9）

勿論、戦後の教育改革における行政責任者の一員として、帝国議会・国会の政府委員としてばかりでなく、教育刷新委員会や大学設置委員会への常時出席、GHQ・CIEとの折衝（10）、陳情者等との応接など、新学制の実施の中でも昭和22年度「六・三義務制」実施の渦中であっては席の暖まる暇はなかったであろう。昭和24年5月の学校教育局長退任の引き金となったのも、ドッジ・ラインによる緊縮予算による「六・三予算」の「全滅」にあった、と自ら述べている。そして6月1日、国立教育研究所初代所長に就任した。

国立教育研究所長・日高は、研究所の任務、その研究調査の性格について、「教育行政の心臓」として「実践的目的に制約される」こと、「研究は科学的」であることを説いた。（11）所長就任の翌年、昭和25（1950）年2月から約60日間、米国政府の招きでアメリカ教育視察旅行に赴いた。その前年昭和24年に、ガリオア資金による留学生（教員）の米国派遣が始まったばかりで、この教育視察団（総勢34名）は戦後最も早い時期の渡航であった。（12）

日高は所長在職1年10月後の、昭和26年（1951）3月22日付で文部事務次官に就任し、翌年8月までその職にあった。その在任期間には、任務を終えたとされた教育刷新審議会の最終・第45回総会（昭和26年11月8日）の幕引きを演出し、その教育刷新審議会の「建議」に基づき、中央教育審議会発足への道筋をつけた（昭和27年6月の文部省設置法の一部改正）。戦後改革の「再改革」を促す政令改正諮問委員会の「教育制度の改革に関する答申」が出されたのもその在任期の昭和26年11月のことであった。

退官後は国際基督大学教授として教鞭を執る傍ら、引き続き文部行政に関わった。特に昭和32（1957）年9月には教育課程審議会の会長として、翌昭和33（1958）年3月に小学校・中学校の教育課程の改正の答申をとりまとめた。（13）この時の改正は、教育課程の国家基準性を明確化すると共に「道徳の時間」を設けるなど、教育課程行政のタ－ニングポイントと評されている。また、第3期中央教育審議会の臨時委員（昭和32年7月～33年7月）として「教員養成制度の改善方策について」の答申に、同中教審第5期の臨時委員（昭和36年7月～38年3月）として「大学教育の改善について」の答申にそれぞれ参画した。その間、大学管理運営協議会の会長（昭和35年9月～37年7月）も務めた。

ほぼ同時期の昭和35（1960）年8月、荒木文部大臣が教育基本法の再検討を提案した時には、その制定に直接関わった当事者として「歴史的事実」に照らしてその誤解を解くと共に、その「法的規範」から「あまり問題を大きくひろげず、問題の所在を限定すること」を「必要な配慮」として求める論考を草した。（14）日高はそれより前、昭和31年（1956）2月の臨時教育制度審議会設置法案の審議に関わって、時の清瀬文部大臣が教育基本法の再検討に言及した時も、「日本の教育の歩み・ねらい・よりどころ」を著し、「教育基本法は日本人がつくった」ことを当事者として強調したのであった。（15）

日高の教育への関心の体系をここで述べる余裕を持たないが、戦後疲弊窮乏の「祖国の甦生」を「世界的日本人の養成」に賭けたと言えるであろう。ここで、「世界的日本人」とは「世界の何処にても尊重せられ親愛せられる如き日本人」のことであった。（16）とりわけ、大学・高等教育への期

待と日本人形成論として道徳教育への関心が強かったように思われる。

本「旧蔵資料」は極めて限られた時期の、限られた分野の資料ではあるが、上に述べたような文脈からだけでも戦後の教育改革のある一面を描く貴重な史料であることが理解されるであろう。史料は多面的に読まれるべきものであり、またそのように活用されることを筆者としても願っている。

**[付言]** 本資料は、本研究所教育研究情報センタ - ・教育図書館で閲覧することができる。

## 註

- (1) その前身は教育研修所(昭和20年10月15日設置)であったが、この教育研修所から国立教育研究所設立への過程には、歴史研究としては未だ不明の部分を残している。
- (2) 他の4種は『国立教育研究所15年の沿革』(昭和40.7)、『国立教育研究所20年の沿革』(昭和45.6)、『国立教育研究所の30年』(昭和54.6)、『国立教育研究所の40年』(平成元.6)
- (3) その約6,000点に及ぶ資料の全体は、『戦後教育資料総合目録』(昭和40年7月、B5判・179頁)に収められている。この資料の特徴は、文部省などの行政機関が所蔵する行政文書だけでなく、戦後の教育改革を担った当事者たちが所蔵した私家文書をも精力的に調査し、その寄贈を受けたことであった。
- (4) 資料集としては、名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室・技術教育学研究室『学校教育法成立関係資料』(1983)、研究書としては安嶋彌『戦後教育立法覚書』(1986)、木田宏(監修)『証言・戦後の文教政策』(1987)、古野博明「学校教育法立案過程の第4段階について」(『北海道教育大学紀要』第一部C 教育科学編43巻1号・1992)、三羽光彦『六・三・三制の成立』(1999)を挙げて置く。
- (5) 寺崎昌男・海後宗臣『大学教育』(1969)は、日高第四郎『教育改革への道』(1954)と3大学の資料から12大学発足について叙述している。近年の著書では、大崎仁編著『戦後大学史』が当事者のインタビュー - を踏まえて述べている。但し、この時の審査対象が12校であったとする誤りを犯している。羽田貴史『戦後大学改革』(1999)では、CIE文書を駆使して寺崎・海後著を補強している。
- (6) 旧7帝国大学中4帝大、旧官立大学17校中、神戸経済大、7医科大学、東京・広島両文理科大学等計10校の概算要求書である。なお、東京医科歯科大学は戦後昭和21年8月、前橋・弘前・松本・徳島・米子の5医科大学は昭和23年7月にそれぞれ旧制に拠って設置され、神宮皇学館大学[官立]は昭和21年3月に廃止された。
- (7) 他に、(資料122)からは関東地方高等学校長会議(昭23.1.20)、(資料104)からは官立大学長会議(昭23.1.28)の開催も知ることができる。それらの会議中、高等学校長会議(昭22.12.9)、教育主管部長会議(昭22.12.17)、官立大学長会議(昭23.1.28)などは、『有光次郎日記』(1989)でも確認できる。また、昭和23年に入ってから国立総合大学事務局長会議については、従来3月25日を「皮切り」とされてきたが(前掲、羽田『戦後大学改革』)、すでに1月23日に開催されたことも判る。
- (8) 学生時代や高校教授時代のことは日高第四郎『教育改革への道』(1954)に収められた「教育舞台の名優」、「恩師を偲ぶ」、「愛情の教育家川畑君」などで述べられている。なおこの著書は、戦後改革の「道程と展望」を語った論考として、特に「新制国立大学の成立過程」は資料的裏

付けも確かで、しばしば研究論文でもしばしば引用されてきた。日高の戦後改革に関する著述としては『戦後の教育改革の実態と問題』（IDE教育選書第7冊・1956） - 後に『民主教育の回顧と展開』（1966）に再録 - がある。また、旧制高校の廃止問題については「旧制高等学校廃止の経緯」（『旧制高等学校史研究』第5号、1975）があるが、日高は旧制高校廃止の有力圧力者として私学関係者を挙げている。

- (9) 「第92回帝国議会衆議院議事速記録」第22号（昭和22年3月21日）
- (10) CIEとの折衝の苦衷については、前掲（8）に収められた「属国の悲しみ」（その一、その二）で述懐しているし、「司令部の人達に四度強く叱られることがある」とも述べている。
- (11) 『国立教育研究所十年の歩み』（1961）p.127。日高の教育学論は「教育の学〔術〕的研究の弱点と補強」（『国立教育研究所所報』第2号・1950、前掲『教育改革への道』に所収）でも披瀝されている。特に国家主義教育批判の系として、「寛容ならざる」教育勅語の「特許的取扱いが他民族に属する台湾人や朝鮮人や一部の満洲人に如何なる影響を与えたかを篤と反省すべきである」という指摘は、アメリカ教育学一辺倒とも言うべき時期にあって傾聴すべき論点であった。
- (12) このアメリカ教育視察については、「アメリカ教育の印象」（『文教情報』第13号・1950.6）が冷静な観察者の目で描いている。前掲（8）の『教育改革への道』（1954）に所収。
- (13) 日高の道徳教育論は、昭和33年（1959）10月の道徳教育指導者講習会における講演「教育基本法の本質と道徳教育」で述べられているが、その思想的根拠或いは価値判断の根拠を、「教育基本法の背景になっている思想体系」に求め、それを「人間尊重の精神」と括った。（文部省『新しい道徳教育のために』1959）
- (14) 「教育基本法再検討問題について」（『文部時報』1005号、1961.5）。後に『民主教育の回顧と展開』（1966）に所収された。
- (15) これは昭和31年（1956）7月の僻地教育研究会の講演に加筆したものを、IDE教育選書第13冊として『日本の教育のあゆみ・ねらい・よりどころ』（1956）として公刊し、後に前掲（14）の『民主教育の回顧と展開』（1966）に所収された。
- (16) 「今後の日本教育」と題する、「昭和20年10月1日」付の手記。なお、「新憲法と教育改革の基調」（森戸辰男他『新教育基本資料とその解説』1949）も参照。

## 日高第四郎旧蔵資料拾遺・目録

## [ 大学設置委員会関係綴 1 ]

- 1 「神戸女学院」実地視察報告書，第三審査会，B4・7枚  
・[神戸女学院]学長(総長)及び学部別教員予定，B4・3枚  
・[同] 二、学部及び学科教員配当定員，B4・1枚
- 2 (神戸商科大学) 大学基準運用要項 [ の適用について ]，B4・1枚  
・[同]二、学部及び学科教員配当定員 / 三、学長及び学部別教員予定，B4・5枚  
・兵庫県立神戸経済専門学校視察報告書，第三審査会，B4・4枚
- 3 [大学設置委員会]第八回常任委員会日程(昭和23.3.22)，B5・1枚  
・大学設置委員会第三回総会日程(案)(昭和23.3.23)，B5・1枚
- 4 大学設置委員会第四審査会報告書 津田大学，B4・2枚
- 5 大学設置委員会第四審査会報告書 東京女子大学，B4・2枚
- 6 第一審査会審査報告 上智大学，昭和23.3.13，B4・2枚 / カク秘
- 7 ○○大学[審査結果報告書式例]，B4・1枚
- 8 第一審査会視察報告 國学院大学，昭和23.3.16，B4・2枚
- 9 報告書(第五審査会)[立命館大学、関西大学、近畿大学]，昭和23.3.20，B4・8枚

## [ 大学設置委員会関係綴 2 ]

- 10 近畿大学 (三)学長(総長)及び学部別教員予定表 ，B4・7枚
- 11 第二審査会報告書 関西学院大学，昭和23.3.17，B4・1枚；B5・2枚  
・関西学院大学設置要項，B4・4枚
- 12 第二審査会審査報告書 同志社大学，昭和23.2.18，B4・1枚；B5・2枚
- 13 新制同志社大学，B4・17枚；B5・1枚
- 14 兵庫県立神戸経済専門学校視察報告書，第三審査会，B4・4枚；B5・1枚\* / \*審査の結論
- 15 第三審査会「神戸女学院」実地視察報告書，B4・7枚；B5・1枚\* / \*審査の結論
- 16 日本女子大学審査報告書，[第六審査会]，B4・3枚；B5・1枚  
・[日本女子大]学長及び学部別教員予定，B4・10枚
- 17 [関西学院 学部別教員予定]，B4・7枚
- 18 [立命館] 第三、学長(総長)及教員予定調，B4・12枚
- 19 聖心女子大学審査報告書，[第六審査会]，B4・3枚；B5・1枚  
・学長及び学部別教員予定 聖心女子大学，B5・6枚
- 20 総長及び学部別教員予定表 上智大学，B4・7枚
- 21 学長及び学部別教員予定 東京女子大学，B4・2枚
- 22 [神戸商科大学] 第九、職員組織(追加)，B4・3枚
- 23 [國學院大學 学長及学部別教員予定]，B4・2枚；B5・1枚

### [ 昭和24年度旧制国立大学概算要求関係資料綴 ]

- 24 昭和二十四年度東京大学概算要求増減額事項別表 目次, B4・3枚
- 25 昭和二十四年度京都大学概算要求事項別表, B4・2枚
- 26 昭和二十四年度概算新規要求事項別表 大阪大学, B4・3枚; B5・2枚
- 27 昭和二十四年度名古屋大学概算要求増減額事項別表, B4・1枚
- 28 昭和二十四年度神戸経済大学概算要求事項別表, B4・1枚
- 29 昭和二十四年度概算要求増減額事項別表 [新潟医大], B5・1枚
- 30 昭和二十四年度概算要求額事項別表 岡山医科大学, 23.9.25, B4・12枚; B5・4枚
- 31 昭和二十四年度千葉医科大学概算要求増減額事項別表, B5・1枚
- 32 昭和二十四年度金沢医科大学概算要求増減額事項別表, B4・1枚
- 33 昭和二十四年度長崎医科大学概算要求増減額事項別表, B4・1枚
- 34 昭和二十四年度新規要求事項別表 熊本医科大学, B4・1枚
- 35 昭和二十四年度前橋医科大学概算要求額事項別表, B4・1枚
- 36 昭和二十四年度徳島医科大学概算要求増減額事項別表, B4・1枚
- 37 昭和二十四年度米子医科大学概算要求事項別表, B4・1枚
- 38 昭和二十四年度(改編)旧制諸学校概算書 東京文理科大学・東京高等師範学校・東京体育専門学校・東京農業教育専門学校, B5・24頁
- 39 昭和二十四年度広島文理科大学概算要求増減事項別表, B4・1枚

### [ 昭和24年度文部省概算要求関係資料綴 ]

- 40 昭和二十四年度文教概算編成方針(1月4日省議), B4・1枚
- 41 直轄研究所其他設置要求調(人件費含まず), B4・1枚
- 42 昭和二十四年度概算要求中重要事項調, B4・1枚
- 43 昭和二十四年度概算要求主要事項調(大学の分), B4・5枚
- 44 [事項別説明書 学校財政法実施に要する経費], B4・6枚
- 45 昭和二十四年度概算要求額事項別調 文部省 [大臣官房, 7局], 昭和24.1.4, B4・40枚

### [ 教職員の職務、待遇等関係資料綴 ]

- 46 公立学校職員等臨時設置制・政令第三百十六号, B4・2枚; B5・1枚
- 47 昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合軍最高司令官書翰に基く臨時措置に関する政令(昭和23.7.31政令第201号)[及びその]解釈と取扱について, B4・2枚
- 48 東京都職員服務紀律(昭和18.6.19・内務省令第51号)[他], B4・4枚
- 49 地方公務員法案(11月8日 マッコイ氏より提示), B4・1枚
- 50 教員と超過勤務手当(時間外手当) 教職員課 [24.1.4], B4・2枚
- 51 私立学校の所管について 発学568号・昭和23.12.29, 文部次官, B4・1枚, 都道府県教育委員会/ 都道府県知事宛
- 52 教育公務員特例法施行令(案)(政令第 号), B4・4枚/ マル秘



- 53 教育公務員特例法(昭和 年 月 日法律第 号), B4・1枚/活版  
 54 教員免許法案に関するC I Eの提案に対する質問並びに意見, 昭和24.1.4, B4・2枚

### [ 新学制実施に関する資料綴 ]

- 55 二年制大学について, 大学設置委員会委員長 和田小六, B4・2枚, 教育刷新委員会委員長宛  
 56 教員の勤務時間に関する事, 文部省学校教育局, 昭和24.1.6, B4・2枚, タイプ  
 57 教授 助教授追加名簿, 埼玉学芸大学, (24.1.3), B4・1枚  
 58 施設転換に要する年次別予算概算調(一), B4・1枚  
 59 大学法案をめぐる問題点, B4・2枚  
 60 資料 マ元帥年頭の辞[和文・英文], 文部大臣官房文書課連絡掛, B4・8枚  
 61 通勤バス実施について[新宿、秋葉原～虎ノ門], B4・1枚  
 62 [教員養成系大学14校における教員資格審査結果 英文], B4・1枚  
 63 公立専門学校を新制国立大学に併合することに就て, B4・2枚  
 64 ジュニア - カレヂの認可(「ニッポンタイムス」[1949]1.9掲載), 弘報掛, B4・3枚, 学校教育局長宛/カ - ボン  
 65 昭和24年度新制大学および旧制専門学校進学適性検査の手引, B5・4枚  
 66 教育復興金融公社法案, 日本私学団体総連合会, 昭和23.12.7, B4・7枚; B5・1枚  
 67 私立学校法案, 学校教育局, 昭和23.12.6, B4・6枚; B5・1枚/秘  
 68 文部省所管昭和二十四年度概算要求中重要事項調, B4・3枚  
 69 昭和二十四年度新制中学校舎整備費所要総額調[外], B4・15枚; B5・3枚  
 70 教員養成大学又は学部未解決の問題, B4・1枚/タイプ  
 71 [大学設置委員会第四特別委員会第四回専門分科会開催(1.18; 1.19)通知], 大学設置委員会委員長・和田小六, 昭和24.1.6, B5・1枚, 大学設置委員会専門委員宛  
 72 [大学設置委員会、常任委員会・審査会主査・専門分科会主査合同会議開催(1.13: 1.14)通知] 大学設置委員会委員長 和田小六, 昭和24.1.6, B4・1枚, 大学設置委員会常任委員・審査会主査・専門分科会主査宛  
 73 [第二回教育長等講習・開講式(1.14)案内] 文部次官 井出成三/準備委員長 矢野貫城, 昭和24.1.7, B4・1枚, 日高学校教育局長宛  
 74 教育目的以外の目的に使用する教育施設の使用の禁止、返還等に関する政令(案)要綱, B4・2枚; B5・26枚  
 75 学校身体検査規程[昭和23年6月4日省令第8号], B4・6枚  
 76 和歌山大学の例[及]新潟大学の例[大学の組織と管理], B4・1枚  
 77 教員の級別俸給額表はどうして別個に出来なかったか 教職員課, B4・3枚  
 78 国立新制大学実施方針(案), (昭和23年 月 日決定), B4・1枚  
 79 国立新制大学実施要領(案), B4・1枚/11原則  
 80 講座外教授及助教授の審査案, B4・1枚  
 81 新制国立大学夜間部の設置について, B4・1枚  
 82 高等学校職業課程に関する基準(案), B4・1枚  
 83 高等学校職業教科表, B4・1枚

- 84 国公立の大学予科、高等学校、専門学校、教員養成諸学校の校長・教員等の選考基準，B4・5枚
- 85 新給与切替措置及び教員俸給定額制等に関する教育長事務打合せ[昭和24.1.17] [同打合せメモ]，  
B4・1枚；B4・2枚 / 鉛筆書
- 86 文部省改組案[学校教育局案；官房，6局]，B4・1枚
- 87 [意見書類]
- ・意見書 鉾山大学設置に関する件 秋田県議会議長 京野孝之助，昭和22.12.26，B4・1枚，文部大臣、大蔵大臣宛
  - ・意見書 学芸大学創設について 秋田県議会議長 京野孝之助，昭和23.3.20，B4・1枚，内閣総理大臣、文部大臣宛
  - ・鉾専及び師範学校の単科大学実現について 秋田県町村会，昭和23.6.21，B4・1枚
  - ・申合わせ 衆議院議員 平澤長吉 [他13名]，昭和23.6.26，B5・1枚
  - ・決定事項 秋田県議会議長 京野孝之助，昭和23.9.8，B5・1枚
- 88 新制大学長等選考について，B4・1枚 / タイプ
- 89 新制大学顧問会[人事協議会]，B4・1枚 / タイプ
- 90 新制大学職員組織，B4・2枚
- 91 国立新制大学編成計画案，B4・5枚
- 92 免許法案についてのC I E ル - ミス氏との会談概要，昭和24.1.20，B4・1枚
- 93 小学校 [ 及 ] 中学校教員養成課程最低基準(案)，昭和23.9，B4・2枚
- 94 教育職員免許法草案，昭和24.1.14，B4・5枚

### [ 諸資料 ]

- 95 日本学生観光研究連盟の結成に当りて，昭和23.12，B5・14頁
- 96 決議 [ 愛知県における大学創設について ] 愛知県議会大学設置調査委員会，昭和23.12.29，  
B4・1枚
- 97 岡崎市立竜海中学校建物寄付について（昭和23年第178号議案） 岡崎市長 竹内京治，  
昭和23.12.28提出，B4・1枚
- 98 日本学術会議会員名簿，昭和23.12.22，A5・14頁
- 99 学童向教材用書籍 『森林・木材と私たち』刊行に就て（案），同刊行会，1948.12.27，B6  
・8頁 / 活版
- 100 昭和二十四年度概算要求額事項別調，B4・32枚
- 101 [ 帝国憲法改正案関係資料綴 ]
- ・帝国憲法改正案，B5・31頁 / 活版
  - ・憲法改正草案関係答弁資料 文部省，昭和21年6月，B5・目次+17頁
  - ・憲法改正草案関係答弁資料 文部省，昭和21年6月，B4・8枚
  - ・憲法改正草案に關聯する予想質問並に答弁資料 社会教育局，B5・7枚
  - ・憲法改正草案に關する質疑応答資料 教科書局，昭和21年6月，B5・3枚
- 102 新制大学入学試験について 発学177号・昭和24.3.14学校教育局長 日高第四郎，B4・4枚，新制大学責任者宛
- 103 大学設置基準 八・学士の種類に関する規定(案)，B4・1枚

- 104 官立大学長会議日程[昭和23.1.28], B5・1枚 / 2部有り
- 105 大学設置委員会三月四月 日程, B4・1枚
- 106 メモ [日高第四郎], B4・2枚 / 鉛筆書
- 107 昭和二十四年度新制大学(並びに専門学校等)入学者選抜法法の解説(一) 文部省, B6・目次+39  
頁
- 108 教員身分法要綱案に対する意見(案)、教育委員会法要綱案に対する意見(案) [ 学校教育局 ],  
B4・1枚
- 109 [ 教育委員会法案第34条、第46条 ], B4・1枚
- 110 教育刷新委員会の今後の審議内容について [ 他 ], [昭和22], B4・3枚 ; B5・2枚 / 秘
- 111 地方教育委員会法要綱案概要, 昭和22.5.26, B4・2枚 / 秘
- 112 [ 地方教育委員会法案関係資料綴 ]
- ・地方教育委員会法要綱案概要, 昭和22.5.26, B4・2枚, 学校教育局長宛 / 秘
  - ・地方教育委員会法要綱案, 昭和22.5.26, B5・26頁, 学校教育局長宛 秘
  - ・教員身分法の構想, 昭和22.5.26, B4・2枚, 学校教育局長宛 / 秘
  - ・教員身分法(学校教員法)要綱案, 昭和22.5.23, B4・11枚, 学校教育局長 / 秘
  - ・教員身分法関係資料, 昭和22.4.17, B5・20頁
  - ・教員審査委員会の審査事項, 昭和22.5.26, B4・1枚
  - ・第六特別委員会報告 [ 教育刷新委員会 ], 昭和22.4.4, B4・4枚
- 113 地方教育委員会法要綱案, 昭和22.5.26, B5・26頁 / 112にも有り
- 114 地方教育委員会法要綱案, 昭和22.6.20, B4・15枚, 学校教育局長宛 / 秘
- 115 第一高等学校生徒二対スル生活調査報告書 第一高等学校教授 柳田友輔, 昭和20年12月7日  
調査, B5・正誤表+16頁
- 116 新制国立大学実施要領抄, B4・1枚
- 117 新制国立大学実施要領, B4・1枚 / 116に同じ内容
- 118 旧制大学高等専門学校(教員養成諸学校を含む)と新制大学との学生生徒定員比較表, B4  
・1枚
- 119 [ 新制大学実施について ], B4・3枚
- 120 [ 大学設置委員会会議資料綴 ]
- ・[大学設置委員会]第六回常任委員会日程[昭和23.3.6], B5・1枚
  - ・[大学設置委員会]第四特別委員会委員名簿, B5・1枚
  - ・旧制学校の学生々徒の新制大学への切替え要領, B4・1枚
  - ・新制大学への切替方式, B4・2枚
  - ・文部省告示第 号 昭和23年 月 日[大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の  
の学力があると認められる者を指定], 昭和23, B4・1枚 / 昭和23年5月51日告示第47号
  - ・申入書 日本教職員組合中央執行委員長 荒木正三郎, 1948年2月28日(教発官文34), B4・1枚,  
大学設置委員会宛
- 121 [ 高等学校長会議関係資料綴 ]
- ・高等学校長会議日程[昭和22.12.9], B5・1枚
  - ・高等学校長会議次官挨拶, B4・1枚
  - ・大学基準等について, 昭和22.12.9, B4・2枚

- ・政令第 号 大学設置委員会官制[政令案], B4・1枚 / 昭和23.1.15政令第11号
- ・大学設置基準, B4・4枚
- ・昭和二十三年度高等専門学校入学者選抜要項, B4・5枚 / 「12.9」の書き込み有り
- ・文部省告示 号 昭和二十三年度官立高等学校及び官立大学予科に入学できる生徒概数,選抜要項, 昭和22.12, B4・6枚 / 昭和23.1.27文部省告示第8号
- ・新制大学への切替について, B4・3枚
- ・専門学校長代表会議に於ける学校教育局長挨拶, B5原稿用紙1枚(両面) / 鉛筆書
- ・昭和二十三年度高等専門学校入学者選抜要項, B4・5枚 / 「12.22」の書き込み有り

122 [ 国立総合大学事務局長会議関係資料綴 ]

- ・国立総合大学事務局長会議日程[昭和23.1.21], B5・1枚
- ・官立学校授業料等増額案, B5・1枚 / タイプ
- ・関東地方高等学校長会議[1.20], B5・1枚 / タイプ
- ・三年制大学について, B4・1枚 / タイプ
- ・国立総合大学事務局長会議日程, B5・枚1 / 書き込み有り
- ・学校開放講座についての研究事項 社会教育局, B5・1枚 / タイプ
- ・[新制大学への切替表], B4・1枚
- ・保健婦助産婦看護婦令抄・政令第124号[昭和22.7.3], B4・1枚; B5・1枚
- ・昭和22年度厚生女学部予算調[及]同 定員調, B4・1枚
- ・大学院特別研究生現在員調, 22.10.31現在, B4・3枚

123 [ 教育主管部長会議関係資料綴 ]

- ・教育主管部長会議次第[22.12.17], B4・2枚 / 書き込み有り
- ・契約書例, B5・1枚
- ・十七日開催教育主管部長会議予想質問, B4・2枚; B5・1枚
- ・新制高等学校普通科教員定員算出表, B4・1枚
- ・新制高等学校教員資格に関する規程案(学校教育法施行規則中), 昭和22.11.25, B4・1枚 / 秘
- ・高等学校設置基準規程案, B4・6 / 書き込み有り
- ・同 第一号表甲/乙～第四号表, B4・9枚; B5・2枚
- ・文部次官訓示・伺 [ 原議書 ] 昭和22.12.13起案, B4(文部省罫紙)1枚 / ペン書
- ・教育部長会議[22.12.17]に於ける[文部次官]訓示, B4(罫紙)5枚 / ペン書
- ・昭和二十三年度高等専門学校入学者選抜要項, B4・5枚 / 121にも有り

124 マ元帥書簡に伴う政令施行後の教職員組合の動向について[外], B4・1枚